

みよし市 SDGs オリジナルロゴマークの取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市のSDGs（持続可能な開発目標）を推進するシンボルとして制作した「みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」の使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの種類と権利の帰属)

第2条 ロゴマークは、以下の8種類とし、権利は本市に帰属するものとする。



① 基本パターン



② パターンA



③ パターンB



④ パターンC



⑤ パターンD



⑥ パターンE



⑦ パターンF



⑧ パターンG

(使用の条件)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、本市のSDGs推進への取り組みに賛同の上、本市と共に普及、啓発いただける個人、団体、企業等とする。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添え、市長へ提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 前条の規定による使用届出書の提出を受けたときは、次項の規定に基づき許可の可否を決定し、みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク使用審査結果通知書（様式第2号）により、当該使用者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれに該当する場合、あるいは該当する可能性がある場合は、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) みよし市の信用や品位を損なうおそれがある場合
 - (2) SDGs の正しい理解の妨げになるおそれがある場合
 - (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (4) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
 - (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
 - (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合
 - (7) 営利目的として使用する場合
 - (8) その他市長が適切でないと認めた場合
- (使用の禁止)

第6条 市長は、使用者が前条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用を禁止することができる。なお、使用を禁止したことにより、使用者に損害が生じた場合にも、市は一切の責めを負わないものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用規定)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次号の規定に遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの大きさは任意とするが、縦横比を変更してはならない。
- (2) ロゴマークの色を変更してはならない。
- (3) ロゴマークを分解し、デザインの要素を個別に使用してはならない。

(注意事項)

第9条 ロゴマークの使用によって生じた問題について、市は一切責任を負わないものとし、苦情等が発生した場合は、使用者の責任で適切な対応をするものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク使用届出書

年 月 日

みよし市長様

使用者 所在地
法人・団体名
代表者氏名

みよし市 SDGs オリジナルロゴマークの取扱いに関する基準第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、みよし市 SDGs オリジナルロゴマークの取扱いに関する基準を遵守します。

記

1 使用目的

年 月 日から 年 月 日まで (□ 終期未定)

2 使用期間

3 連絡先

(1) 所属・氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス

AICHI
MIYOSHI CITY
SDGs

4 添付資料

使用目的がわかる資料（原稿、イメージ図など）

様式第2号（第5条関係）

みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク使用審査結果通知書

年 月 日
様

みよし市長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みがありました、みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク使用について、下記のとおり審査結果を通知します。

1 審査結果

記

担当 企画政策課
電話 0561-32-8005
ファクシミリ 0561-76-5021
電子メール kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

AICHI
MIYOSHI CITY
SDGs